

後期高齢者 (長寿)医療制度

後期高齢者医療被保険者証(保険証)をお持ちの方へ

一部負担金の割合が変更になる方へ保険証を送付しました
8月1日から平成22年7月31日までの一部負担金の割合は平成21年度住民税課税標準額により判定します(表1参照)。

判定の結果、一部負担金の割合が変更になる方には7月下旬に新しい保険証を送付しました。8月以降、医療機関などにかかるときは、必ず新しい保険証を窓口にて提示してください。

古い保険証は返信用封筒に入れて必ず返却してください。

一部負担金の割合が変更にならない方には、新しい保険証は送付されませんので、現在お持ちの保険証をそのままご使用ください。

3割負担の方は申請により負担割合が変更される場合があります。平成20年中の収入額の合計が表2の条件を満たしている場合は、申請日の翌月から負担割合

一部負担金の割合判定基準 表1

区分	平成21年度 住民税課税標準額	一部負担金の割合
一般	145万円未満の後期高齢者医療被保険者	1割
現役並み所得者	145万円以上の後期高齢者医療被保険者及び同じ世帯の後期高齢者医療被保険者	3割

収入額による一部負担金の割合判定基準
(平成21年8月1日から) 表2

世帯区分	平成20年中の 収入額の合計	申請した場合の 一部負担金の割合
同一世帯に後期高齢者医療被保険者が1人のみ	383万円未満	1割
同一世帯に後期高齢者医療被保険者が2人以上	合算して 520万円未満	
同一世帯に後期高齢者医療被保険者が1人で70~74歳の方がいる場合		

が1割に変更されます。

該当する方は、収入額の分かる書類を持参し、(平成21年1月1日現在日野市にお住まいの方で税の申告をされた方は不要)申請してください。

収入額とは、必要経費等を差し引く前の金額で所得額とは異なりますので、必要経費・特別控除等により所得が0またはマイナスになる場合でも収入額を合計します。

住民税非課税世帯の方

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(認定証)を窓口で提示すると、入院時の食事代(療養病床の入院時の食事代を含む)が減額され、窓口で支払う医療費の自己負担限度額も減額されます。認定証が必要な方は申請してください。

対象：後期高齢者医療被保険者で本人を含む世帯全員が住民税非課税の方/申請方法：後期高齢者医療被保険者証 印鑑 平成21年度住民税非課税証明書(平成21年1月1日現在日野市にお住まいの方で税の申告をされた方は不要)を持参。来庁出来ない場合は問い合わせを。

(保険年金課高齢者医療係)

福祉

心身に障害のある方などへ手当や医療費を助成します

心身に障害のある方を対象に、手当の支給や医療費を助成する制度があります。また、障害児を監護または養育している方を対象に手当を支給する制度もあります。

次の要件に該当すると思われる方はお問い合わせください。なお、すでに支給されている方は申請の必要はありません。

特別障害者手当(国制度)
対象：心身に重度の障害があるため、日常生活において常時

特別な介護が必要な20歳以上の障害児福祉手当(国制度)

対象：心身に重度の障害があるため、日常生活において常時介護が必要な20歳未満の方

特別児童扶養手当(国制度)
対象：心身に障害を有する20歳未満の障害児を監護または養育する方

以上いずれも詳細は表1参照

重度心身障害者手当(都制度)
心身に重度の障害が固定されているため、常時複雑な介護を要する方に手当が支給されます。

対象：都内に居住し住民登録している身体・知的・精神の2つ以上の重度の障害があり、常

時介護を必要とする重度の障害がある3歳以上65歳未満の方/

手当月額：月6万円 申請後、都心身障害者福祉センターへ来

所または医師が出張し、判定及び認定します/対象外：20歳以上は本人・20歳未満は扶養義務者の所得制限(表2参照)を

超える方 65歳以上の新規の方 施設に入所している方 病院

に3カ月以上入院している方。なお、いずれの手当も現在受給中(支給停止を含む)の方には平成21年度現況届を郵送して

います。期日までに提出を。未提出の場合、所得制限内であっても支給停止となります。

心身障害者(児)福祉手当(都制度)
資格消滅となります。

心身障害者医療費助成
対象：市内に住所があり、身体障害者手帳1・2級(心臓などの内部障害は3級まで)、または愛の手帳1・2度をお持ちの65歳未満の方/対象外：医療保険に未加入の方 平成20年中の所得(控除後)が表2左本人欄の所得制限額以上の方(20歳以上は本人、20歳未満は加入医療保険の世帯主等の所得を本人欄所得と比較します) 生活保護を受けている方/申請に必要なもの：印鑑 医療保険証 身体障害者手帳または愛の手帳

各種手当の概要 表1

手当名	支給月額	手当の受給(申請)が出来る方	手当の受給(申請)が出来ない方	支給回数と支給月	支給制限
特別障害者手当	26,440円	20歳以上の方で、概ね以下の程度の障害をお持ちの方(手帳の等級などは目安です)。 ・身体障害者手帳1・2級程度(内部障害は絶対安静で生活全般に全て介護が必要) ・愛の手帳1・2度程度 ・上記と同等の疾病、精神障害をお持ちの方	・20歳未満の方 ・施設などに入所している方 ・病院または診療所に3カ月以上入院している方	年4回払い(2・5・8・11月)申請月の翌月	受給者(申請者)の扶養とせ所得や、配偶者・扶養義務者の所得が表2の額以上であるときは、支給されません。
障害児福祉手当	14,380円	20歳未満の方で、概ね以下の程度の障害をお持ちの方(手帳の等級などは目安です)。 ・身体障害者手帳1・2級程度 ・愛の手帳1・2度程度 ・上記と同等の疾病、精神障害をお持ちの方	・20歳以上の方 ・施設などに入所している方 ・障害を支給事由とする給付(障害年金など)を受けている方	年3回払い(4・8・11月)申請月の翌月	受給者(申請者)の扶養とせ所得や、配偶者・扶養義務者の所得が表2の額以上であるときは、支給されません。
特別児童扶養手当	重度 50,750円 中度 33,800円	次のいずれかの障害をお持ちの20歳未満の児童を養育する父母または養育者 ・身体障害者手帳1・2・3級程度。4級は下肢の一部 ・愛の手帳1・2・3度程度 ・上記と同等の疾病、精神障害をお持ちの方	養育している障害児が ・施設などに入所している方 ・障害を支給事由とする給付(障害年金等)を受給している方	年3回払い(4・8・11月)申請月の翌月	受給者(申請者)の扶養とせ所得や、配偶者・扶養義務者の所得が表2の額以上であるときは、支給されません。

なお、いずれの手当も原則として所定の「診断書」による判定が必要です。

手当名	支給月額	手当の受給(申請)が出来る方	手当の受給(申請)が出来ない方	支給回数と支給月	支給制限
心身障害者(児)福祉手当	都制度 15,500円 市制度 12,000円 8,000円 10,000円 3,000円	20歳以上で身体障害者手帳1・2級の方、愛の手帳1・2・3度の方、進行性筋萎縮症・脳性まひの方 主に20歳未満で身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2・3度の方、進行性筋萎縮症・脳性まひの方、その他都制度非該当の方 身体障害者手帳3・4級の方、愛の手帳4度の方 都発行の難病医療券をお持ちの方 身体障害者手帳4級以上と愛の手帳4度以上を両方お持ちの方	・施設等に入所している方 ・新規で65歳以上の方 詳細は障害福祉課まで	年3回払い(4・8・12月)申請された月から該当	受給者の所得が表2(本人)の額以上であるときは支給されません。

(単位：円) 表2

扶養数	特別障害者・障害児福祉手当・重度心身障害者手当・心身障害者(児)福祉手当・心身障害者医療費助成		特別児童扶養手当	
	本人	配偶者及び扶養義務者	本人	配偶者及び扶養義務者
0人	3,604,000	6,287,000	4,596,000	6,287,000
1人	3,984,000	6,536,000	4,976,000	6,536,000
2人	4,364,000	6,749,000	5,356,000	6,749,000
3人	4,744,000	6,962,000	5,736,000	6,962,000
4人	5,124,000	7,175,000	6,116,000	7,175,000
5人	5,504,000	7,388,000	6,496,000	7,388,000
1人増ごとに	380,000	213,000	380,000	213,000

たは愛の手帳4度の方：8千円
難病により都から医療費を交付されている方(B型C型肝炎・小児慢性疾患・小児精神病を除く)：1万円 身体障害者手帳4級以上と、愛の手帳4度以上を合わせてお持ちの方：3千円/対象外：20歳以上で本人所得が限度額を超える方(表2参照) 65歳以上の新規の方 施設に入所している方

難病手当受給中の方へ
今年度から、福祉手当(難病)の受給資格確認のためのコピー提出は不要です。都医療券は1年ごとに更新となりますので、忘れずに健康課で更新手続きをしてください。更新がない方は資格消滅となります。

心身障害者医療費助成
対象：市内に住所があり、身体障害者手帳1・2級(心臓などの内部障害は3級まで)、または愛の手帳1・2度をお持ちの65歳未満の方/対象外：医療保険に未加入の方 平成20年中の所得(控除後)が表2左本人欄の所得制限額以上の方(20歳以上は本人、20歳未満は加入医療保険の世帯主等の所得を本人欄所得と比較します) 生活保護を受けている方/申請に必要なもの：印鑑 医療保険証 身体障害者手帳または愛の手帳

すでに受給者証をお持ちの方で平成20年中の所得が制限額以下の方には、新しい受給者証を8月27日(木)までにお送りします。

過去に未納がある場合の給付制限

種類	内容
介護保険サービス料の償還払い(要介護認定時1年以上の滞納保険料がある場合)	サービス費用の内1割分を事業者に支払えらばずむと、いったん費用の全額を支払い、後で9割が給付される(償還払い)方法になり、手続き上の負担となります。
保険給付の一時差止め(上記償還払い時点で1年6カ月以上の滞納保険料がある場合)	いったん全額支払ったサービス費用の内9割分が戻ってくる、その全額または一部が差し止められ、強制的に滞納保険料分を差し引かれます。
給付額減額(要介護認定時過去10年間に時効消滅した保険料がある場合)	時効消滅した保険料に応じた一定の期間、サービス費用の内3割負担となります(通常、利用者負担は1割です)時効となった介護保険料は納めて頂くことは出来ません。

困難な場合は、ご相談ください。

対象：市内に住所があり、身体障害者手帳1・2級(心臓などの内部障害は3級まで)、または愛の手帳1・2度をお持ちの65歳未満の方/対象外：医療保険に未加入の方 平成20年中の所得(控除後)が表2左本人欄の所得制限額以上の方(20歳以上は本人、20歳未満は加入医療保険の世帯主等の所得を本人欄所得と比較します) 生活保護を受けている方/申請に必要なもの：印鑑 医療保険証 身体障害者手帳または愛の手帳

すでに受給者証をお持ちの方で平成20年中の所得が制限額以下の方には、新しい受給者証を8月27日(木)までにお送りします。

介護保険

65歳以上の方へ平成21年度介護保険料の通知を発送しました
普通徴収の方は次のとおり支払いをお願いします。

納付出来る場所
金融機関、郵便局、コンビニエンスストア
口座振替のご利用を
支払いには口座振替が利用出来ます。介護保険料決定通知書に同封されている「介護保険料預貯金口座振替依頼書」に必要事項を記入し、市役所に返送または金融機関に 介護保険料決定通知書 通帳 届出印を持参し、手続きしてください。

納め忘れにご注意を
未納分を放置されますと今後サービスを受けようとすると給付制限(左表参照)がかかる場合があります。お支払い出来る期間は2年間で、それを過ぎた未納保険料は納付出来ません。また、自己負担が3割に増える場合もあります。支払いが困難な場合は、ご相談ください。